

# 長浜市地域経営改革会議（令和2年度第4回）次第

日時：令和3年2月15日（月）15:00～17:00

会場：長浜ビジネスサポートセンター

フューチャールーム

## 1 開 会

## 2 議 事

### (1) 長浜市業務変革

【資料1】 【資料2】 【資料3】

### (2) 第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン令和2年度評価(見込み)

【資料4】

## 3 その他

## 4 閉 会

【資料1】 イメージ図

【資料2】 長浜市業務変革

【資料3】 長浜市DX(デジタルトランスフォーメーション)推進工程表(案)

【資料4】 第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン令和2年度評価(見込み)

【資料提供】 長浜市の財務書類(令和元年度決算)の概要

# 部局経営方針(めざす姿)

行政

## 事務事業を見直す (不断の取組)

### 行政改革大綱

- ・ 方針 1  
生産性
- ・ 方針 2  
地域力
- ・ 方針 3  
経営力

アクションプラン

仕組み  
方向  
やり方等

強制的に進める  
統一の方針

### 行政改革大綱

- ・ 方針 1 → **業務変革**  
生産性の向上
  - ・ 方針 2
  - ・ 方針 3
- ・ 条例
  - ・ 計画
  - ・ 方針
  - ・ 指針
  - ・ 施策等

これまで

これから

## 1 取組にあたって

令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会全体の行動変容をもたらし、今後の地域社会や地域経済のあり方を加速度的に変化させることとなりました。

本市も平成27年度に策定した第三次行政改革大綱の推進項目を検証した結果、体制や運用面における市全体の方針は、個別・具体的に各所管部局の仕事となり着実に進めているため、網羅的なアクションプランの作成及びP D C Aサイクルによる全体的な進捗管理は行わないこととしました。

しかし、情報通信技術や民間の能力を積極的に活用したサービスの質的向上と、業務の効率化は遅れており、これに注力する体制や仕組みを整えるに至りました。

これからは、感染症の下で明らかになった行政のデジタル化の遅れはもとより、労働力の絶対量が不足する2040年頃に向け、「デジタル化」と「民間活力の導入」により、本市行政の仕組みを社会制度(書面・押印・対面)の変化やリスクに対応したものへと速やかに変革することを、今後の取組とします。

## 2 目標

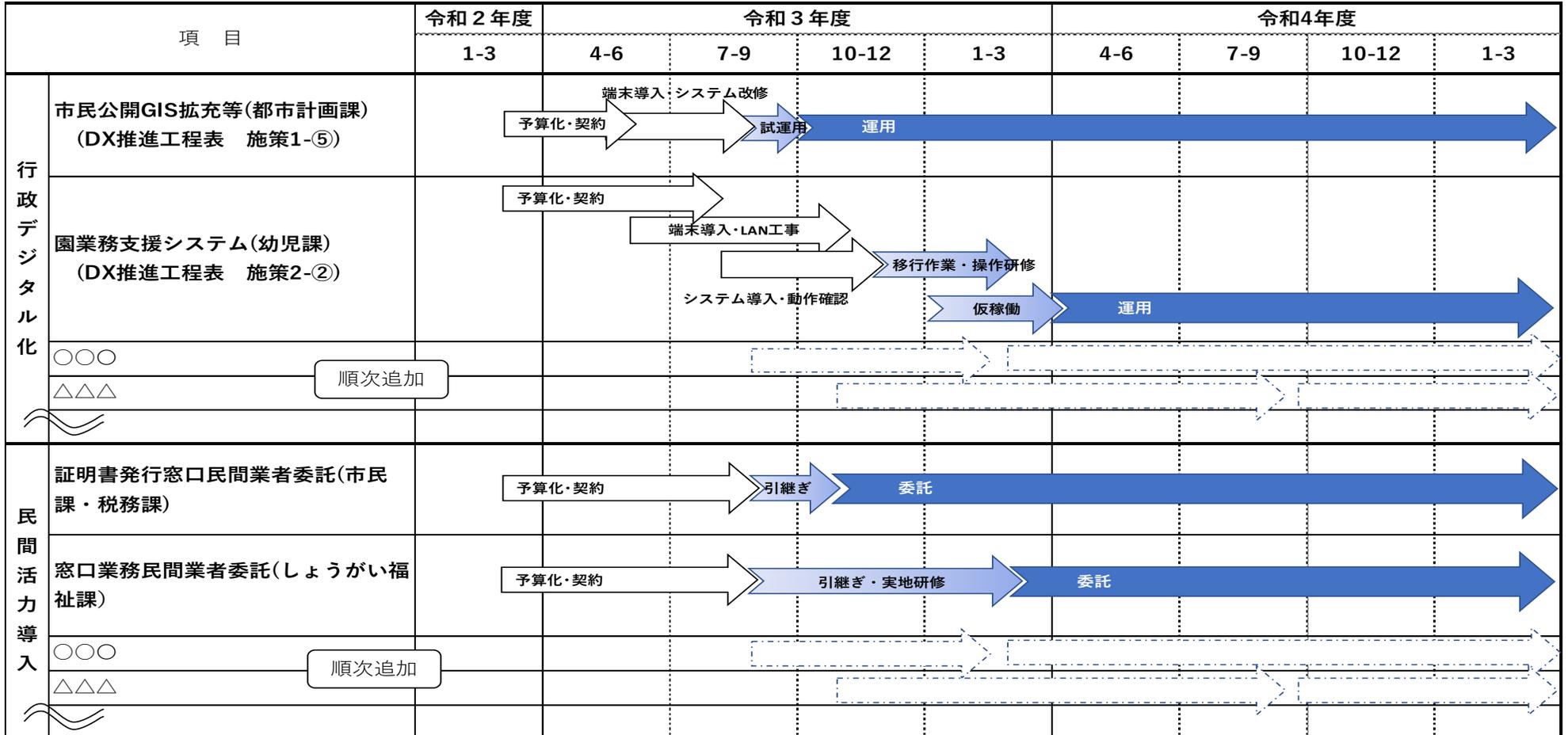
**手間と時間を半分にします。**

### 3 期間

令和2年度・令和3年度・令和4年度の3か年で集中的に取り組みます。

### 4 項目

Vol.1



- ・項目は、市行政改革推進本部で「取り組むことを決定」したものを順次追加します。
- ・各項目は、GX推進本部にて進行管理し、市行政改革推進本部にて評価を行います。

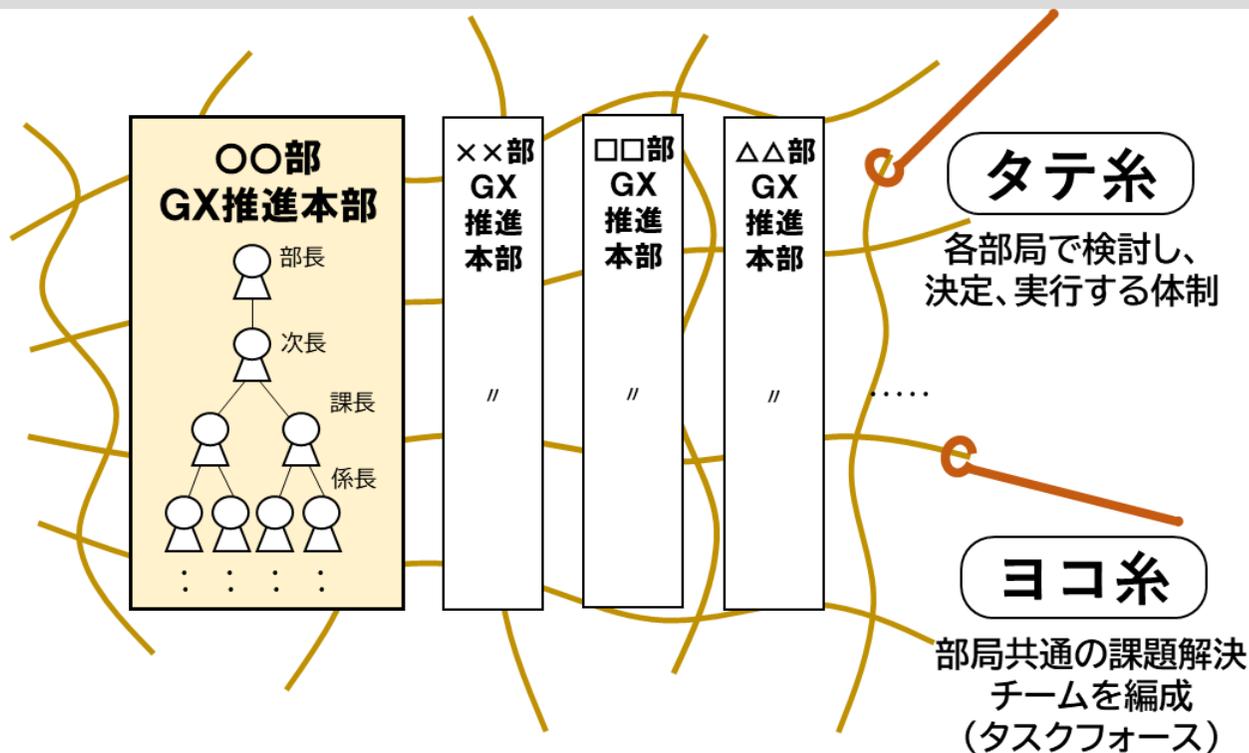
## 5 体制

### 部局マネジメントを強化

現場の個別・具体的な課題を、それぞれの現場で解決できるよう、各部局に「行政トランスフォーメーション推進本部(GX推進本部)」を設置し、部局長を本部長として、部局マネジメントの中でスピーディーに検討、決定、実行ができる体制とします。

市行政改革推進本部は、これまでの機能に加え、各GX推進本部間の連絡調整機能を担います。

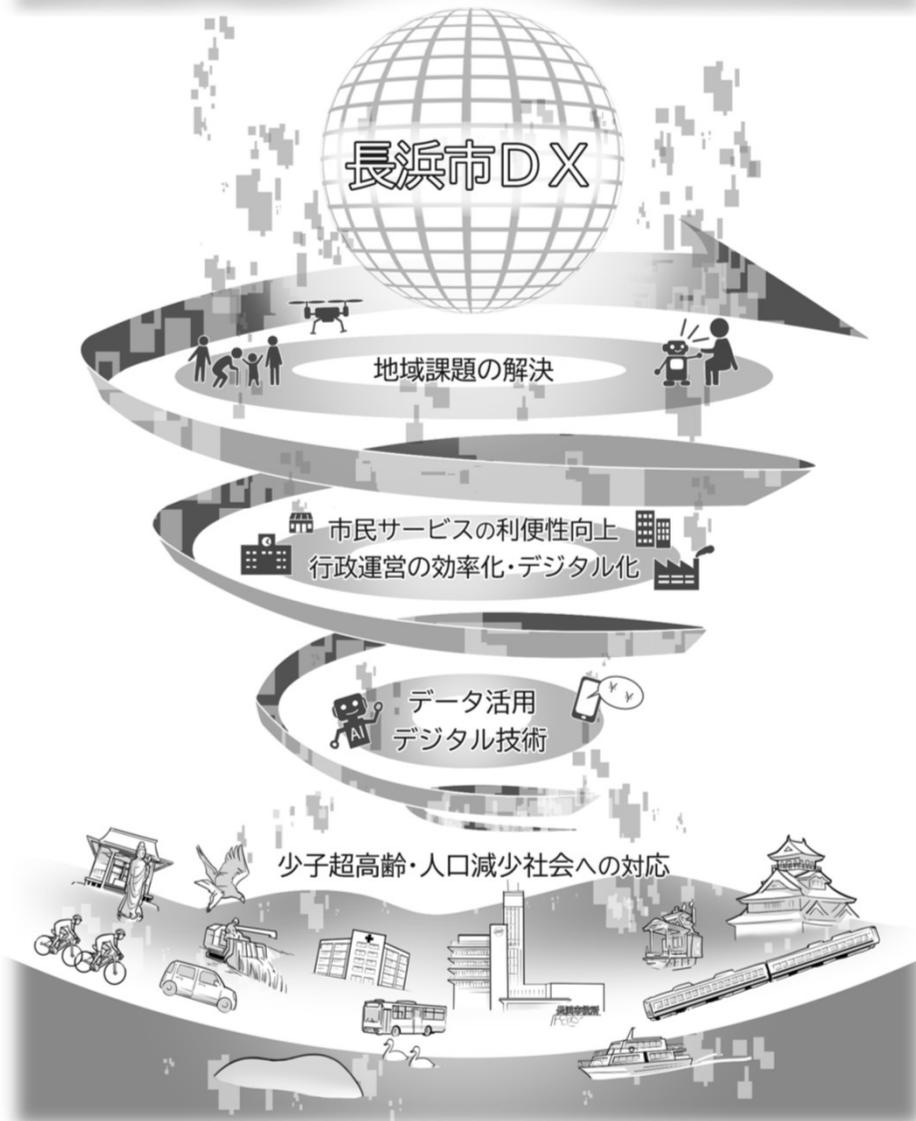
あわせて、長浜市地域経営改革会議の所掌事務に業務変革項目の進行管理を追加し、事務局以外の出席者に、人事課長、財政課長、公共施設マネジメント課長を位置づけ、推進並びに連携の強化を図ります。



## 長浜市DX(デジタルトランスフォーメーション)推進工程表(案)

# デジタルの“ちから”で「暮らし」と「市役所」に変革を

### ニューノーマル時代のデジタル変革



#### ●趣旨

急速に進展するデジタル技術の有用性が、コロナ禍において一段とクローズアップされています。

政府では、デジタル庁の創設をはじめとして、国を挙げてデジタル化を推進する方針を打ち出されており、基礎自治体においても「新しい生活様式」に対応した市民サービスの提供や行政事務の遂行が時代の要請として求められ、その中核となるDX(デジタルトランスフォーメーション)の取組が急務となっています。

- ①市民が暮らしの中で利便性や快適性を実感していただくため
  - ②行政コストの削減と業務生産性の向上を図るため
  - ③地域が抱える課題の解決を図るため
- デジタル技術の活用をより加速させていきます。

#### ●めざす姿・主な取組

- ・行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結
  - ・業務改革が進み、将来の人的・財政的負担が軽減
  - ・デジタル技術の活用により地域でのくらしやすさが向上
- [施策1] 市民サービスの利便性向上  
[施策2] 行政運営の効率化・デジタル化  
[施策3] 地域課題の解決  
[施策4] DX推進基盤の整備

#### ●位置づけ・期間

「長浜市ICT利活用プラン」(令和2～8年度)を基調とし、特に「集中的に取り組むべきもの」や「高い効果が期待されるもの」を整理し、短期に実現すべき姿へと向かう直近3年間の取組のロードマップを「DX推進工程表」として取りまとめました。

※社会情勢の変化、技術革新、国の指針や本市のデジタル化推進の状況を考慮しながら、随時、見直します。

#### ●推進に向けて

- ・利用者の目線でサービス・業務のあり方をデザインします
- ・行政手続きは、原則デジタル化へと移行します
- ・スピード感をもって、全庁挙げて取り組みます
- ・誰も取り残されない、人に優しいデジタル化を進めます

## ■ 長浜市DX（デジタルトランスフォーメーション）のめざす姿

### 1 市民サービスの利便性向上

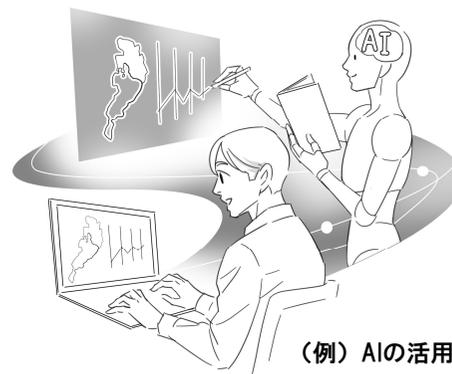
- 電子申請対象業務の拡大
- 予約・申込サービスの電子化拡大
- 電子（キャッシュレス）決済の拡大
- マイナンバーカードの普及・活用
- 情報伝達・問合せ対応の電子化拡大



（例）電子申請の拡大

### 2 行政運営の効率化・デジタル化

- 電子決裁システムの導入
- 業務のシステム化・スマートデバイスの活用
- RPA・AIの活用拡大
- テレワーク・リモート会議の推進
- システムの標準化対応・共同利用拡大



（例）AIの活用拡大

### 3 地域課題の解決

- オープンデータの充実・活用
- 官民連携の強化
- ICT・IoTの活用



（例）官民連携の強化

### 4 DX推進基盤の整備

- 職員の育成・配置
- ICT環境の基盤強化
- ネットワークセキュリティ強靱化の継続
- 安定的・持続的な財源調達・活用



（例）ICT環境の基盤強化

長浜市DX（デジタルトランスフォーメーション）推進工程表

目標と主な取組		2021年度	2022年度	2023年度	めざす姿
目標	○市民サービスの利便性向上 ○行政運営の効率化・デジタル化 ○地域課題の解決				<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結</li> <li>○業務改革が進み、将来の人的・財政的負担が軽減</li> <li>○デジタル技術の活用により地域でのくらしやすさが向上</li> </ul>
	<p><b>施策1</b></p> <p>市民サービスの利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①電子申請対象業務の拡大</li> <li>②予約・申込サービスの電子化拡大</li> <li>③電子（キャッシュレス）決済の拡大</li> <li>④マイナンバーカードの普及・活用</li> <li>⑤情報伝達・問合せ対応の電子化拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象業務の検討・選定・一部導入</li> <li>対象サービスの検討・選定・試験運用</li> <li>決済手段・種類の拡大</li> <li>利用手続（対象業務）の拡大検討</li> <li>領域・方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象業務の拡大</li> <li>対象サービスの拡大</li> <li>決済対象の拡大</li> <li>利用手続（対象業務）の拡大</li> <li>一部導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象可能業務の全面的運用</li> <li>対象可能サービスの全面的運用</li> <li>他ツールとの連携</li> <li>利用手続（対象業務）の拡大</li> <li>領域の拡大、サービスの高度化</li> </ul>	<p><b>施策1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ほとんどの行政手続や支払は、電子利用が可能に（デジタルファースト）</li> <li>○一度提出した情報は、再度の提出が不要に（ワンスオンリー）</li> <li>○煩雑・多岐にわたる市民サービスがよりスマートに（コネクテッド・ワンストップ）</li> </ul>
施策2	<p>行政運営の効率化・デジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①電子決裁システムの導入</li> <li>②業務のシステム化、スマートデバイスの活用</li> <li>③RPA・AIの活用拡大</li> <li>④テレワーク・リモート会議の推進</li> <li>⑤システムの標準化対応・共同利用拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入検討</li> <li>個別業務システムの導入検討、タブレット活用業務の検討・選定</li> <li>活用業務の検討・選定</li> <li>利用定着</li> <li>対象システムの検討・拡大（国・県・他団体の動向をふまえて）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入準備</li> <li>個別業務システムの導入拡大、タブレット活用業務の拡大</li> <li>活用業務の拡大</li> <li>環境拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部運用開始</li> <li>個別業務システムの導入拡大、タブレット活用業務の拡大</li> <li>活用可能業務の全面的運用</li> <li>環境拡充</li> </ul>	<p><b>施策2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○デジタル技術の活用と紙文書の削減で業務を迅速かつ効率的に</li> <li>○働き方改革と業務改善により生産性が向上</li> <li>○さまざまな危機的状況の中でも業務が継続できる</li> </ul>

目標と主な取組		2021年度	2022年度	2023年度	めざす姿
施策3	地域課題の解決	①オープンデータの充実・活用	行政情報の公開、ビッグデータの活用		<p><b>施策3</b></p> <p>○官民間問わず、多様なデータやサービスを積極的に活用し、連携・協働の取組を互いに推進できる</p> <p>○デジタル技術を活用した新たな市民参加の手法が確立している</p> <p>○防災・教育・医療などの各分野において、市民生活に関わる地域課題が解決される</p>
		②官民連携の強化	産・学・民・官の連携、推進体制の形成・活動促進		
		③ICT・IoTの活用	データ共有プラットフォームの構築、新しいサービスの創発		
施策4	DX推進基盤の整備	①職員の育成・配置	組織体制の強化、DX専門人材の配置、推進リーダーの配置、職員スキル・情報リテラシーの向上		<p><b>施策4</b></p> <p>○全職員がデジタルスキルを身に付けて業務に活用している</p> <p>○DX推進体制・情報インフラ基盤が確立している</p> <p>○高い情報セキュリティが確保されている</p>
		②ICT環境の基盤強化	庁舎内・各施設のデジタル化等に対応する情報インフラの整備		
		③ネットワークセキュリティ強化の継続	セキュリティ強化の維持・継続		
		④安定的・持続的な財源調達・活用	業務改革、国県補助金・基金の活用		

## 施策 1 市民サービスの利便性向上

### 基本的な考え方

利用者目線による行政サービス改革を徹底し、「行かなくてよい」「待たなくてよい」「書かなくてよい」など、利用者が利便性を実感できる行政サービスの実現を目指します。

### 主な取組

#### ①電子申請対象業務の拡大

市民や事業者がパソコンやスマートフォンなど“手のひら”で手続きが完了するサービスを増やします。また、書面・押印を伴う手続きの見直しを踏まえ、電子化・ペーパーレス化への転換を積極的に行います。

#### ②予約・申込サービスの電子化拡大

スマートフォン等のモバイル端末が広く普及していることから、公共施設の予約やさまざまな行政手続きがモバイル端末からできる環境を拡充します。

#### ③電子（キャッシュレス）決済の拡大

利用者が市役所窓口で待つことがないよう、申請届出から手数料や利用料の納付まで、一貫した電子化を推進します。また、現金収納のモバイル決済を拡大します。

#### ④マイナンバーカードの普及・活用

格納された電子情報により多目的なサービス提供が可能となりワンストップサービスの基盤となることから、マイナンバーを活用した手続き・本人確認のシステム整備とカードの取得促進に取り組みます。

#### ⑤情報伝達・問合せ対応の電子化拡大

スマートフォン等のモバイル端末でいつでも必要な情報確認や問い合わせができるよう、行政情報の発信やリモート相談、自動応答などを行うシステム整備やアプリケーションサービスの提供を通して、住民生活を支援する仕組みを構築します。

### めざす姿

- ほとんどの行政手続や支払は、電子利用が可能に（デジタルファースト）
- 一度提出した情報は、再度の提出が不要に（ワンストップ）
- 煩雑・多岐にわたる市民サービスがよりスマートに（コネクテッド・ワンストップ）

## 施策 2 行政運営の効率化・デジタル化

### 基本的な考え方

業務の自動化・省力化につながる AI・ICT の積極的な活用により、将来的な人的・財政的負担の軽減を図ります。また、働き方改革やオフィス改革を進め、生産性の向上につなげます。

### 主な取組

#### ①電子決裁システムの導入

時間と場所にとらわれず、いつでも・どこからでも決裁ができ、迅速に意思決定できるよう、決裁事務の電子化を推進します。また、これに伴い、押印等手続きの見直しを実施します。

#### ②業務のシステム化、スマートデバイスの活用

業務プロセスを見直し、デジタル化を基本とした仕事のあり方をデザインし、適切な業務システムの導入やタブレットなどのスマートデバイスの活用を進めます。

#### ③RPA・AIの活用拡大

作業精度の向上や所要時間の短縮、業務品質の向上を図るため、業務プロセスの抜本的な見直しを行い、RPA や AI などのデジタル技術を活用することで、業務の自動化・省力化を推進します。

#### ④テレワーク・リモート会議の推進

さまざまな危機的な状況の中でも業務継続ができる体制を強化するため、テレワークなどのリモートアクセス環境の整備や WEB 会議システムの導入を推進します。

#### ⑤システムの標準化対応・共同利用拡大

国の自治体システム標準化に対応するとともに、県や他団体との共通化・共同利用の動向を踏まえて、クラウドサービスの活用などを推進します。

### めざす姿

- デジタル技術の活用と紙文書の削減で業務を迅速かつ効率的に
- 働き方改革と業務改善により生産性が向上
- さまざまな危機的状況の中でも業務が継続できる

## 施策3 地域課題の解決

### 基本的な考え方

行政が保有する情報の積極的な公開を進め、官民のビッグデータ等を効果的に活用するとともに、あらゆる組織や人が連携・協働して創発するデジタル技術を取り入れた新しいサービスなどを展開することで、さまざまな地域課題の解決を図ります。

### 主な取組

#### ①オープンデータの充実・活用

行政が保有する各種データを積極的に公開し、それらデータを市民・民間事業者等が活用して新しいサービスを創出できる地域をめざします。

#### ②官民連携の強化

市民生活の向上や地域の活性化に向けては、あらゆる組織や人が連携・協働し、アイデアやデジタル技術を共有することが必要となることから、そのための推進体制を形成し、連携・協働を支える仕組みづくりに取り組めます。

#### ③ICT・IoTの活用

Society5.0 社会を見据え、データを安全かつ有効に利用・連携できる仕組みを整えると同時に、デジタル技術を活用し、新しいサービスを創発することで地域課題の解決と市民生活の向上に取り組めます。

### めざす姿

- 官民間問わず、多様なデータやサービスを積極的に活用し、連携・協働の取組を互いに推進できる
- デジタル技術を活用した新たな市民参加の手法が確立している
- 防災・教育・医療などの各分野において、市民生活に関わる地域課題が解決される

## 施策4 DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進基盤の整備

### 基本的な考え方

行政のデジタル化を推進するために不可欠となる職員の意識改革と資質向上、情報システム充実などの環境整備、セキュリティ対策、情報リテラシーの向上、安定的で継続的な財源確保等、行政DXを着実に推進するための基盤整備に取り組めます。

### 主な取組

#### ①職員の育成・配置

行政のデジタル化には、職員一人ひとりの高い意識と行動が必要となるため、職員の意識醸成と能力開発に取り組めます。また、庁内組織体制の強化を行うとともに、ICTに関する専門知識を持つ民間のデジタル専門人材の登用を進めます。

#### ②ICT環境の基盤強化

庁舎内及び各公共施設のデジタル化に対応する環境整備に取り組めます。また、災害時や事故発生時においても業務継続を可能とする強靱な情報インフラの整備を推進します。

#### ③ネットワークセキュリティ強靱化の継続

クラウド利用やデータ利活用における外部ネットワークとの接続により、外部からの侵入や情報漏えい等の対策強化が必要となることから、引き続き万全のセキュリティ対策を講じます。

#### ④安定的・持続的な財源調達・活用

国県補助金の活用やデジタル化を推進するための基金の創設、業務フローの改善による費用の低減やコストの最適化を図り、行政のデジタルシフトに必要な財源の確保と活用に取り組めます。

### めざす姿

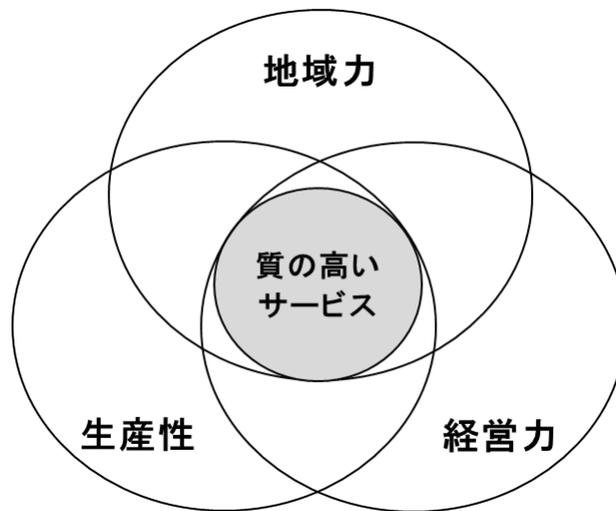
- 全職員がデジタルスキルを身に付けて業務に活用している
- DX推進体制・情報インフラ基盤が確立している
- 高い情報セキュリティが確保されている



## 第3次 長浜市行政改革大綱 アクションプラン【平成30年度～令和2年度】

令和2年度評価(見込)

将来の長浜市民に、負担を残さない持続可能なまちづくり



長浜市

## 1 アクションプランの目的と位置づけ

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、第3次長浜市行政改革大綱の目標を達成するための目指す姿、課題、取組内容、推進課、年度ごとの目標等を定めるものです。

アクションプランは、結果の目安を定め、できる限り数値化を図るとともに、数値化が困難なものについては計画の策定や実行の期限を定め、PDCA（計画・実行・評価・改善）の管理サイクルを着実に回して、より良いものにしていきます。

## 2 アクションプランの取組期間

アクションプランの取組期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間とします（第3次長浜市行政改革大綱の取組期間：平成27年度から令和6年度までの10年間）。

## 3 推進体制と進行管理

アクションプランの推進にあたっては、市長を本部長とする「行政改革推進本部」を中心に各部局連携して取り組むとともに、本部において毎年度、評価を行い効果的な推進を図ります。

また、市民の誰もが改革の進行状況や成果等を確認・点検できるよう、毎年度わかりやすく取りまとめ、様々な媒体を通じて広報し、行政経営の透明化を図るとともに、市議会はもとより、市民、有識者で構成する「長浜市地域経営改革会議」などの意見を踏まえ、着実に推進していきます。

## 4 10年後の市の姿（経営資源：令和6年度）

- |                               |        |                     |
|-------------------------------|--------|---------------------|
| ① 正規職員数<br>（定員適正化計画）          | 1,025人 | 【平成2年4月1日現在：1,047人】 |
| ② 公共建築物の延床面積<br>（公共施設等総合管理計画） | 64.3万㎡ | 【令和2年4月1日現在：66.4万㎡】 |
| ③ 普通会計予算規模<br>（財政計画）          | 508億円  | 【令和2年度：537億円】       |

## 5 財政健全化指標

- |           |   |                |
|-----------|---|----------------|
| ① 実質赤字    | ：一般会計において赤字を出さない。<br>（実質赤字比率：0%以下）            | 【令和元年度決算：0%以下】 |
| ② 連結実質赤字  | ：一般会計及び特別会計の合算において赤字を出さない。<br>（連結実質赤字比率：0%以下） | 【令和元年度決算：0%以下】 |
| ③ 将来負担    | ：将来負担すべき借入残高等は返済可能額を上回らない。<br>（将来負担比率：0%以下）   | 【令和元年度決算：0%以下】 |
| ④ 実質公債費比率 | ：11.1%以下とする。                                  | 【令和元年度決算：2.3%】 |

6 アクションプラン（平成30年度～令和2年度）一覧

第3次長浜市行政改革大綱			第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン			
目標	方針	改革の推進項目	アクションプラン名	令和2年度	令和2年度末 評価(見込み)	
				推進課（関係課）		
生産性・地域力・協働でつくる輝きと風格のあるまち 長浜	改革の方針1 サービスの質を常にカイゼンし生産性を上げます	① 質を重視したサービスの提供	1 質の高い窓口サービスの提供	○市民課、税務課、保険医療課、行政経営改革課	B	
		② シンプルでわかりやすい組織機構の整備	2 簡素で柔軟性、機動性のある組織づくり	○行政経営改革課、人事課	B	
		③ 内部統制の整備・運用とコンプライアンスの徹底	3 内部統制の運用	○総務課、財政課、契約検査課、会計課（全部局）	B	
			4 決裁事務電子化に向けた整備	○情報政策課、総務課、財政課、契約検査課、会計課、行政経営改革課	令和元年度終了	
		④ 職員力・組織力を高める人材育成の充実	5 職員力・組織力の拡充	人事課	B	
		⑤ 職員の能力、意欲、経験等を活かす人事管理制度の整備	6 働き方改革の推進	○人事課、行政経営改革課（全部局）	B	
	改革の方針2 市民との協働・連携を推進し地域力を上げます	① PPP（官民パートナーシップ）の積極的推進	7 PPP（官民パートナーシップ）の積極的推進	行政経営改革課	B	
		② 公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用	8 公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用	行政経営改革課	B	
		③ 市民協働を推進する拠点と支援体制の整備	9 地域づくり協議会の活動拠点づくり	市民活躍課	A	
			10 地域づくり協議会への一括交付金の創設	市民活躍課	平成30年度終了	
		④ 地域一括交付金制度等の検討と協働型事業の拡充	11 協働型事業の拡充（R元～）新たな市民協働推進の仕組みと体制の構築	市民活躍課	B	
			12 市民との情報共有の推進	○市民広報課、総合政策課	B	
	改革の方針3 比較可能な公会計を整備し経営力を上げます	① 財政の透明性・予見可能性の向上と検証性の確保	13 地方公会計制度の活用	○財政課、公共施設マネジメント課、行政経営改革課、会計課（全部局）	B	
			14 公共施設マネジメントの積極的推進	○公共施設マネジメント課（施設所管部署）	B	
		② 公共施設の再生と施設サービスのソフト化	15 農業集落排水処理施設の公共下水道への統合	下水道施設課	B	
			16 債権回収対策の強化	○滞納整理課、保険医療課、税務課、子育て支援課、高齢福祉介護課、住宅課、下水道総務課、幼児課、長浜病院医事課、湖北病院医事課	B	
		③ 税源かん養と歳入確保の推進	17 未利用財産の活用	公共施設マネジメント課	A	
			④ 地方債残高の削減と負担金・補助金の見直し	18 地方債残高の削減	財政課	B
				19 補助金の適正な運用	財政課	B
		⑤ 出資法人と広域行政の役割の見直し	20 出資法人等の経営健全化	○行政経営改革課（公共施設マネジメント課、スポーツ振興課、歴史遺産課、商工振興課、農業振興課、北部振興局地域振興課）	B	
			21 米原市との共同事務の合理化	○総合政策課（環境保全課、下水道総務課、防災危機管理局、財政課、行政経営改革課）	B	

○印は取りまとめ課

A：予定以上  
B：概ね80～100%  
C：概ね50～80%  
D：概ね50%未満  
E：未着手

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【令和2年度評価】

様式：年度末評価 区分 A：予定以上に進捗 B：概ね予定の80～100%の進捗 C：概ね予定の50～80%の進捗 D：概ね予定の50%未満の進捗 E：未着手  
 中間評価 区分 I：完了 II：予定どおり III：遅延 IV：未着手

【大綱】 推進項目① 質を重視したサービスの提供								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	令和2年度	評価	結果等	
								年度計画	中間（9月）	取組実績等	
1	質の高い窓口サービスの提供	来庁者に寄り添った丁寧な対応のもと、適正かつ迅速な市民満足度の高い窓口サービスを提供します。	市民の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアにおいて住民票等の交付及び市税・料等の収納を進めるなど、行政サービス提供窓口の拡大を図るとともに、本庁舎1階においても、多機能端末機を設置し、マイナンバーカードの普及促進と証明書交付手続の簡素化・待ち時間の短縮に努めています。平成28年度には、本庁舎1階ロビーのレイアウト等の変更や番号案内等表示システム等の設置により、市民にとってより便利でわかりやすい行政サービスの提供に努めています。	職員数の適正化による計画的な職員数の縮減に対応しつつ、質の高い窓口サービスを安定して提供することが不可欠です。市民満足度の高い窓口サービスの提供に努める必要があります。	市民のニーズを的確に把握し、市民満足度の高い窓口サービスを提していくとともに、業務の外部委託等も視野に入れた業務体制の整備を進めます。	市民課、税務課、保険医療課、行政経営改革課	市民満足度の高い窓口サービスの提供、業務体制の整備	①事業にてアンケート実施「おくやみコンシェルジュ」（7/6～現在） ②アンケート結果により、対応・カイゼン実施（表示の工夫、PC増設（チャット用）等） ③委託業務の拡充・拡大（窓口案内、申請受付、税証明書作成等（R3.11～））	B		
								市民アンケートの実施 市民アンケート結果に基づくカイゼンの実施 業務体制等の検証		①「おくやみコンシェルジュ」「チャット申請」事業にてアンケート実施 ②アンケート結果により、対応・カイゼン実施 ③体制等の検証の結果、委託業務の拡充・拡大決定	
【大綱】 推進項目② シンプルでわかりやすい組織機構の整備								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	令和2年度	評価	結果等	
								年度計画	中間（9月）	取組実績等	
2	簡素で柔軟性、機動性のある組織づくり	効果的・効率的な行政運営を可能とするとともに、市民にとってわかりやすい組織体制とします。	職員数の適正化による計画的な職員数の縮減に対応しつつ、サービスの質を維持・向上し、市民ニーズや新たな行政課題に迅速に対応するため、簡素で柔軟性のある組織づくりを進めています。支所の機能については、平成28年4月に7支所を市民生活部に位置付け、行政サービス窓口業務に集約しました。  ○部局主管課の設置 ○グループ制の導入 ○長浜市重要施策推進のための部局横断型組織の設置 ○正規職員数：1,037人（平成29年4月1日現在）	年々変化する情勢に対応するため、限られた資源（職員・施設・予算）を最大限に活用し、行政サービスの質の維持・向上を図る必要があります。	これまでの取組を検証し、簡素で柔軟性、機動性のある組織になるよう改善します。支所の名称と機能を見直し、「（仮称）行政サービス窓口」体制により、行政サービスの提供を行います。	行政経営改革課、人事課	①組織体制の見直しの実施 ②方針の決定 ③正規職員数	①組織体制の検証に基づく改善の実施 ②一 ③1,047人（令和3年4月1日）	B	①行政変革に向けての組織を検討中（R3.2月組織編成方針発表） ③1,047人（R2.4.1時点） R1.7改訂の定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を図っている。	
								①・令和3年度の組織体制の設計と組織改編 ・関係部局との協議・調整 ③定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を図る。		①・関係部局と随時協議・調整・10月令和3年度組織及び職員定数方針発表 ③1,047人（R2.4.1時点） R1.7改訂の定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を図っている。	

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【令和2年度評価】

様式：年度末評価 区分 A：予定以上に進捗 B：概ね予定の80～100%の進捗  
 C：概ね予定の50～80%の進捗 D：概ね予定の50%未満の進捗 E：未着手  
 中間評価 区分 I：完了 II：予定どおり III：遅延 IV：未着手

【大綱】 推進項目③ 内部統制の整備・運用とコンプライアンスの徹底										
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課(関係課)	結果の目安	年度目標	年度末(3月)	
								令和2年度	評価	結果等
3	内部統制の運用	不祥事を未然に防止し、市民から信頼される市役所を築きます。	市民福祉の増進を図ることを組織目標として、業務執行上のリスク及び危機を全庁的に把握し、業務リスクの管理徹底を行い、市民に信頼される長浜市役所を構築するため、「法令遵守」、「情報管理」、「財務規律の確保」、「資産保全の確保」、「効果的な職務執行」、「自己管理」の6つの柱からなる「長浜市内部統制基本方針」を平成28年6月に策定し取り組んでいます。	不祥事発生的重要原因となるような不適正な業務執行を防ぐ仕組みや、円滑な対話のある職場環境をつくることでリスク低減の取組を定着化させ、社会的要請を捉えながらPDCAのサイクルを継続的に向上させていくことが必要です。	不祥事を未然に防ぎ、職員全体の資質向上を図るため、若手職員を中心に法令遵守の基礎となる事務研修や、中堅職員に職場内対話を内容とした事務改善研修を実施します。重大事故に繋がるような不適正な業務執行の事例に対しては、再発防止を図るため、情報の共有と内容の分析により改善措置を行います。	総務課、財政課、契約検査課、会計課(全部局)	業務リスク管理実績報告書の作成・公表	年度目標	年度末(3月)	
								令和2年度	評価	結果等
								<p>モニタリングの実施                      リスク評価の実施                      対応策の作成                      研修と対策の実施                      基本的事務の研修(財務会計、文書他)                      事務ミスの低減研修                      重大リスクの共有化                      報告書の作成、公表                      内部統制制度の法適化</p>	B	<p>【業務リスク管理の取組】                      ・業務リスクのチェック(毎月)                      ・リスク事案の評価・報告(四半期毎)                      ・R1業務リスク管理の実施報告・公表                      ・R2業務リスク低減計画の策定                      ・内部統制制度の法適化(取組強化)</p> <p>【職員研修等実績】                      ・財務会計事務、契約事務、文書事務、個人情報保護の新採職員研修(4/6)                      ・文書管理事務研修(7/20)                      ・係長業務リスクマネジメント研修(9/28,29)                      ・情報セキュリティ研修(ONLINE)                      ・マニュアル・資料等のGW掲載、活用の周知</p>
<p>年度目標</p>	年度末(3月)									
令和2年度	評価	結果等								
<p>年次計画</p>	中間(9月)									
<p>目標達成のための取組</p>	評価	取組実績等								
<p>・職員研修の実施                      文書事務、財務会計事務、契約事務等                      ・GW「文書管理」へのマニュアル、資料、様式の積極的な掲載と、積極的な活用の周知                      ・部局の裁量権限とチェック機能の強化を図るためのルール作り                      ・係のマネジメント向上のための係長研修の実施                      ・内部統制制度の法適化に向けた業務リスク管理の仕組みの見直し</p>	II	<p>【業務リスク管理の取組】                      ・業務リスクのチェック(毎月)                      ・リスク事案の評価・報告(四半期毎)                      ・R1業務リスク管理の実施報告・公表                      ・R2業務リスク低減計画の策定</p> <p>【職員研修等実績】                      ・財務会計事務、契約事務、文書事務、個人情報保護の新採職員研修(4/6)                      ・文書管理事務研修(7/20)                      ・係長業務リスクマネジメント研修(9/28,29)                      ・マニュアル・資料等のGW掲載、活用の周知</p>								
4	決裁事務電子化に向けた整備	すべての事務決裁手続を電子的手段で行うことにより、決裁漏れ、文書紛失、支払いの遅延防止等のリスクを機械的、物理的に防止し、さらなる事務の効率化を進めます。	事務決裁等での例規的な整備や事務処理システムの構築とあわせて、財務規則、契約規則等の整備も必要となり、市民の行政手続や収納の部分まで、検討を要する範囲は多岐にわたります。また、以前の電子決裁システムは、決裁全体の半分程度の電子化を目途とすることが多く、庁内事務の抜本的な見直しを伴うものとなっています。本市では、電子決裁に関する取組はまだ行われておらず、文書管理システムや財務会計システムも長期間利用していることから一定の改修の検討も必要となってきています。	例外的なものを除くすべての事務決裁手続を電子化するため、議会や監査の了解を得ながら、全庁的に検討を進めていく必要があります。	電子決裁を検討するため、全庁的な検討組織を設置し、電子決裁に係る課題や電子決裁システムの検討を進め、システムの導入を目指します。	情報政策課、総務課、財政課、契約検査課、会計課、行政経営改革課	電子決裁手続の整備	年度目標	年度末(3月)	
								令和2年度	評価	結果等
								<p>—</p>	—	
<p>年度目標</p>	年度末(3月)									
令和2年度	評価	結果等								
<p>年次計画</p>	中間(9月)									
<p>目標達成のための取組</p>	評価	取組実績等								
<p>—</p>	—									

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【令和2年度評価】

様式：年度末評価	区分	A：予定以上に進捗	B：概ね予定の80～100%の進捗	C：概ね予定の50～80%の進捗	D：概ね予定の50%未満の進捗	E：未着手
中間評価	区分	I：完了	II：予定どおり	III：遅延	IV：未着手	

【大綱】 推進項目④ 職員力・組織力を高める人材育成の充実												
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課(関係課)	結果の目安	年度目標		年度末(3月)		
								令和2年度	評価	結果等	結果等	
5	職員力・組織力の拡充	「Challenge & Creation + Collaboration」に「能動」「起動」「連動」を重ね合わせ、高い資質を持った職員と組織づくりを行います。	<p>自ら率先して行動し(能動)、新しい価値を紡ぎ出し(起動)、人の心と力を結び付ける(連動)職員及び主体的に学習し(能動)、新しい変化を起こし(起動)、多彩な力を結集し発揮する(連動)組織を目指して、長浜市職員力・組織力開発基本方針に基づき、職員力及び組織力の開発を図っています。</p> <p>○市独自研修の受講者数：2,169人(平成28年度)</p> <p>○専門スキル習得研修の参加職員数：123人(平成28年度)</p> <p>○職場研修を月1回以上開催した職場の割合：95%(平成28年度)</p>	研修の成果が職員力・組織力の向上につながっていません。職場における研修成果のフィードバックの不足が課題であり、効果的な取組が求められます。	<p>実践的な研修機会の充実と研修の動機付けを行い、研修効果の向上を図ります。さらに職場研修において研修成果のフィードバックを行うことで、職員相互のレベルアップを図るなど、職員力・組織力の向上につなげます。</p>	人事課	<p>①市独自研修の受講者数</p> <p>②専門スキル習得研修の参加職員数</p> <p>③職場研修を月1回以上開催した職場の割合</p> <p>④フィードバックの機会</p>	<p>①450人</p> <p>②20人</p> <p>③100%</p> <p>④本格実施</p>	B	<p>①823人</p> <p>②31人</p> <p>③100%</p> <p>④インタビュー掲載10回</p>		
								年次計画	中間(9月)			
								目標達成のための取組	評価	取組実績等		
								<p>①「令和2年度長浜市職員力・組織力開発基本計画」に基づき計画的な研修の実施</p> <p>②専門的知識・スキル習得研修の情報提供</p> <p>③「職員研修計画書」の作成と取組依頼</p> <p>④職員力UPセミナーの連続開催他職員間の相互対話の機会の提供</p>	II	<p>①新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで計画を一部変更して実施</p> <p>②オンライン研修を中心にチラシ等で随時情報提供</p> <p>③「職場研修計画書」の提出確認(全所属確認済)</p> <p>④新型コロナウイルス感染症対策のため、庁内LANに職員インタビューを掲載。</p>		
【大綱】 推進項目⑤ 職員の能力、意欲、経験等を活かす人事管理制度の整備												
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課(関係課)	結果の目安	年度目標		年度末(3月)		
								令和2年度	評価	結果等	結果等	
6	働き方改革の推進	各職場にあったワークライフバランス(仕事と生活の調和)を実現します。また、所属長のリーダーシップが最大限発揮され、最小の経費で最大の効果を生める組織経営体制と職場風土を醸成します。	<p>職員が健康で生き生きと働き、その能力を最大限に発揮し、行政サービスを向上させるため、ワークライフバランスの実現に向けた取組を行っています。</p> <p>○月45時間以上時間外勤務をしている人の率(平成28年度)</p> <p>・市長部局：14.6%</p> <p>・教育委員会(幼保除く)：15%</p> <p>○年次休暇の取得日：8.4日(平成28年度)</p> <p>・市長部局：7.8日</p> <p>・教育委員会(幼保除く)：7.9日</p> <p>限られた経営資源でサービスの質を落とさずに業務を遂行していくため、平成26年度から職場単位による業務改善として「チームでカイゼン」運動に取り組みしました。</p> <p>○「チームでカイゼン運動」の実施(平成28年度)</p> <p>・取組チーム数：86チーム</p> <p>・庁内研修(チームリーダー対象)の実施</p>	ワークライフバランスの実現に向けた職員一人ひとりの意識改革をしていかなければなりません。常に問題を問題として取り上げる姿勢や職場風土が醸成されておらず、また問題解決のプロセスと管理体制が十分確立されていません。	<p>ワークライフバランスの実現を目指して、各所属がそれぞれの職場環境に合わせた取組を検討・実践します。</p> <p>各所属における問題解決に向けたプロセスと管理体制(PDCA)を確立します。</p> <p>(1)問題の発見</p> <p>(2)問題の原因分析</p> <p>(3)解決目標の設定</p> <p>(4)解決案の策定</p> <p>(5)実行と評価</p>	人事課 行政経営改革課 (全局局)	<p>①月45時間以上時間外勤務している人の率</p> <p>②年次休暇の取得日数</p> <p>③業務改善の取組みが定着している</p> <p>④多様な働き方の実現</p>	<p>①9.2%</p> <p>②10.3日</p> <p>③業務改善の取組の効果が出ているという職員の割合50%以上(職員アンケート結果)</p> <p>④テレワークの導入</p>	B	<p>①7.2%</p> <p>②10.3日</p> <p>③「職場が取組を積極的にやっている」という設問に対する肯定的な回答割合:65%</p> <p>④補正予算計上、R3.3月機器導入・運用開始</p>		
								年次計画	中間(9月)			
								目標達成のための取組	評価	取組実績等		
								<p>①長時間労働削減のための各種取組の実施(定時退庁等の啓発等)</p> <p>②長時間労働削減のための各種取組の実施(夏季の集中休暇取得等)</p> <p>③各課の研修に位置づける。中間進捗を確認する。</p> <p>④テレワーク導入に向けた検討、調整</p>	II	<p>①毎月庁内LANにて毎日20時完全退庁、毎週水曜日の定時退庁を啓発</p> <p>②8月11日～14日集中取得期間を実施。LOVE休暇の取得推進。</p> <p>③9月中間進捗確認。下半期への働きかけ</p> <p>④年度内予算化に向け調整中</p>		

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【令和2年度評価】

様式：年度末評価 区分 A：予定以上に進捗 B：概ね予定の80～100%の進捗  
 中間評価 区分 C：概ね予定の50～80%の進捗 D：概ね予定の50%未満の進捗 E：未着手  
 I：完了 II：予定どおり III：遅延 IV：未着手

【大綱】 推進項目① PPP（官民パートナーシップ）の積極的推進										
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	年度目標		
								令和2年度	年度末（3月） 結果等	
7	PPP（官民パートナーシップ）の積極的推進	効果的かつ効率的な方法で公共サービスを提供することで、持続可能な地域経営を実現します。	民間と市の適切な役割分担により、効果的かつ効率的な方法で公共サービスを提供するための手段として、官民連携の様々な手法の更なる活用を、総合的かつ計画的に推進していくため、「長浜市官民パートナーシップ推進基本計画」を平成28年3月に策定しました。また、その具体的な取組内容とスケジュールを示す「長浜市官民パートナーシップ実施計画」を平成29年3月に策定しました。	官民パートナーシップ手法の活用に向けた職員のスキルアップを図るとともに、全庁的な推進体制のもと、民間の資金・能力を積極的に活用してまいります。	長浜市官民パートナーシップ推進基本計画及び長浜市官民パートナーシップ実施計画を運用し、民間の資金・能力を積極的に活用します。	行政経営改革課	長浜市官民パートナーシップ実施計画の運用	長浜市官民パートナーシップ実施計画の見直し、進行管理 ○令和2年度末：19件完了	B	長浜市官民パートナーシップ実施計画の運用、進行管理 ○令和2年度末：17件完了
								年次計画	中間（9月）	
								目標達成のための取組	取組実績等	
							・国の最新動向の把握、先行事例及び導入手法の共有 ・民間活力導入事業の検討	II	・窓口業務の外部委託の予算化 ・セミナー受講による情報収集	
【大綱】 推進項目② 公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用										
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	年度目標		
								令和2年度	年度末（3月） 結果等	
8	公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用	公共施設の維持管理、運営等に民間の経営能力や技術的能力を活用した効果的・効率的な施設サービスを提供します。	効果的・効率的に施設サービスを提供するため、指定管理者制度の導入推進などを通じて、施設の維持管理、運営等に民間の経営能力や技術的能力を活用しています。  ○指定管理者制度導入施設：計95施設（平成29年4月1日現在） うち、平成28年度新規導入施設：1施設	多種多様な公共施設を多く保有する中、適切な管理が求められます。	指定管理者制度をはじめとした施設ごとの特性に応じた最善の手法で、民間の経営能力や技術的能力を積極的に活用し、公共施設の整備・運営を進めます。	行政経営改革課	民間活力の導入を前提とした公共施設の運営手法の検討ができる状態	①PFI事業の推進 ②指定管理者制度の運用の見直し	B	①市営住宅北新団地建替整備事業の実施 ②運用見直しに伴う関係例規の改正（更新施設を対象に非公募とした場合の事務の省略、再選定できる範囲の見直し、事務に係る専決区分の見直し）
								年次計画	中間（9月）	
								目標達成のための取組	取組実績等	
							①PFI事業の啓発 ②モニタリング及び評価手法や項目の検討	II	①セミナー受講による情報収集 ②指定管理業務における事務の簡素化に向けた検討	

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【令和2年度評価】

様式：年度末評価	区分 A：予定以上に進捗	B：概ね予定の80～100%の進捗	E：未着手
	C：概ね予定の50～80%の進捗	D：概ね予定の50%未満の進捗	
中間評価	区分 I：完了	II：予定どおり	III：遅延 IV：未着手

【大綱】 推進項目③ 市民協働を推進する拠点と支援体制の整備								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	令和2年度		結果等	
								評価	結果等	評価	結果等
9	地域づくり協議会の活動拠点づくり	地域づくり協議会がまちづくりセンターなどの施設を活動拠点とし、地域に合った幅広い自主的な活動を展開します。	まちづくりセンター18館については、平成29年度に市民活動・地域づくり活動及び生涯学習活動の拠点として公民館から移行しました。 地域づくり協議会の活動拠点としてまちづくりセンターを活用できるよう、指定管理者制度の導入を推進しています。 ○指定管理者制度導入に向けて環境整備が完了したまちづくりセンター数： 11まちづくりセンター（平成29年4月1日現在） ○地域づくり協議会が指定管理者制度を受託するまちづくりセンター数： 8まちづくりセンター（平成29年4月1日現在）	施設の老朽や施設機能の低下により、地域づくり協議会の拠点として指定管理者制度を導入できない施設があり、順次改修をしていく必要があります。	地域づくり協議会によるまちづくりセンターの指定管理者制度の導入を進められるよう必要に応じて施設の更新や修繕等の環境整備を行います。	市民活躍課	指定管理者制度導入に向けて環境整備が完了したまちづくりセンター数	13まちづくりセンター（令和3年4月1日）		A	14まちづくりセンター
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組		取組実績等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的な指定管理制度の導入</li> <li>既存指定管理施設については指定管理を継続</li> <li>まちづくりセンターの新規導入に向けた関係組織への働きかけ</li> </ul>								II		R2.04.01指定管理開始 虎姫まちづくりセンター R2.10.01指定管理再指定 高月まちづくりセンター R3.04.01指定管理予定 湯田・下草野まちづくりセンター	
【大綱】 推進項目④ 地域一括交付金制度等の検討と協働型事業の拡充								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	令和2年度		結果等	
								評価	結果等	評価	結果等
10	地域づくり協議会への一括交付金の創設	地域づくり協議会が新たな公共の担い手として活動を行う仕組みを確立します。	先進的事例の研究や、1地域づくり協議会にモデル的に交付するなど一括交付金化の検討を行っています。	地域によって実情が違ったり地域づくり協議会の体制の均一化が図れないため、行政が委託できる業務を複数検討し、地域づくり協議会の実情と体制に合ったものだけを選択する一括交付金を創設します。	行政が地域づくり協議会に委託可能な業務を複数検討し、地域づくり協議会の実情と体制に合ったものだけを選択する一括交付金を創設します。	市民活躍課	一括交付金制度の創設	-		-	
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組		取組実績等	
-								-		-	



第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【令和2年度評価】

様式：年度末評価 区分 A：予定以上に進捗 B：概ね予定の80～100%の進捗  
 中間評価 区分 C：概ね予定の50～80%の進捗 D：概ね予定の50%未満の進捗 E：未着手  
 I：完了 II：予定どおり III：遅延 IV：未着手

【大綱】 推進項目① 財政の透明性・予見可能性の向上と検証性の確保								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	令和2年度		結果等	
								評価	結果等	評価	結果等
13	地方公会計制度の活用	統一的な基準による地方公会計制度を活用し、市財政運営の透明化を図るとともに、多角的な分析を行い、経営力を上げます。	財務会計システムの改修や地方公会計標準ソフトウェアの導入などを進め、平成28年度決算の財務書類の作成・公表を行いました。	健全な市財政を運営していくため、財務書類の活用分析手法を確立する必要があります。財務書類の作成・活用にあたっては、一定以上の簿記や地方公会計の知識が求められることから、財務書類の作成・活用能力の向上と精度の維持向上を図るための取組が必要です。	統一的な基準による公会計を活用し、事業や公共施設等のマネジメントに取り組みとともに、他の地方公共団体や時系列での経営状況の比較を行います。財務書類の作成・活用能力の向上と精度の維持向上を図るため、内部研修等により人材育成を行います。	財政課、公共施設マネジメント課、行政経営改革課、会計課（全部局）	①統一的な基準による財務書類の作成・公表・利活用 ②人材育成研修の実施	①統一した基準による財務書類の作成及び公表 ②時系列での比較、検討 ③県内他市・類似団体との比較・分析		B ①・令和元年度決算の財務書類及び固定資産台帳を作成し、公表（1月） ・各種指標について、県内他市・類似団体との比較・分析を行った。 ・「公共建築物の建設にかかる検討事項方針について」を策定（8月） ②職員向け研修（財務書類の読み方）実施（11月）	
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組		取組実績等	
								①・統一的な基準による財務書類の作成及び公表 ・時系列での比較、検討 ・県内他市・類似団体との比較・分析 ②地方公会計研修の実施（11月予定）		II ①統一的な基準による財務書類作成及び公表 財務書類作成に向けた取組の実施 ・固定資産台帳の更新作業の実施 ・資金データの仕訳の実施 8月「公共建築物の建設にかかる検討事項方針について」策定と庁内周知 ②地方公会計研修の実施 研修実施（11月予定）に向けた準備	
【大綱】 推進項目② 公共施設の再生と施設サービスのソフト化								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	令和2年度		結果等	
								評価	結果等	評価	結果等
14	公共施設マネジメントの積極的推進	人口規模・財政規模に見合った公共施設の適正配置を進めます。	公共施設等を総合かつ計画的に管理し、施設機能の確保と効果的な運営を行うため、公共建築物の基本方針（適正配置、質の向上、更新費用・管理運営費の財源確保）とインフラ資産の基本方針（更新費用の縮減と平準化、長寿命化、投資額の確保）を定めた「長浜市公共施設等総合管理計画」を平成27年3月に策定、令和2年2月に改定しました。また、その目標や方針を実現するため、施設類型ごとに具体的な対応方針を定めた「長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」を平成29年3月に策定、令和2年2月に改定しました。	合併に伴い、保有する施設（特に類似の施設）の量が他の自治体よりも多く、維持管理費や更新費用が多額となっています。 ○住民一人当たりの延床面積 長浜市：5.09㎡/人 全国平均：3.42㎡/人 （出典：平成24年1月東洋大学PPP研究センター）	公共建築物の延床面積を平成36年度末までに平成25年度末と比較して6%削減します。 ○令和6年度末 64.3万㎡	公共施設マネジメント課（施設所管部署）	公共建築物の延床面積削減の進捗率	令和6年度目標（6%削減）の達成に向けた延床面積の削減 ○令和2年度末：3.52%		B 延床面積の削減 ○令和2年度末：3.51% ○公共建築物の延床面積：66.0万㎡（令和2年度末） ※長浜市財産管理規則第53条に基づく財産の定期報告を受けた後に確定となる。	
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組		取組実績等	
								※改定後の計画に基づく年度目標値		II ・財産管理庁内研修会の実施（総合管理計画等、財産管理、利活用事務等研修） ・長浜市公共施設マネジメント推進委員会開催（総合管理計画等の進行管理） ・地方公会計に関する庁内研修会開催予定	
								・個別施設計画の進行管理を行う。 ・地方公会計を用いた公共施設等のフルコストや資産額の把握、経費への地方債等の財政措置について理解を深める。			

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【令和2年度評価】

様式：年度末評価 区分 A：予定以上に進捗 B：概ね予定の80～100%の進捗  
 中間評価 区分 C：概ね予定の50～80%の進捗 D：概ね予定の50%未満の進捗 E：未着手  
 I：完了 II：予定どおり III：遅延 IV：未着手

【大綱】 推進項目② 公共施設の再生と施設サービスのソフト化										
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課(関係課)	結果の目安	年度目標	年度末(3月)	
								令和2年度	結果等	
15	農業集落排水処理施設の公共下水道への統合	快適で安全・安心、持続可能な下水道を構築するとともに更新費用の縮減と平準化、長寿命化を図ります。	快適で安全・安心、持続可能な下水道を構築するため、平成40年度を目標とした「長浜市下水道ビジョン」を平成27年3月に策定しました。 ○農業集落排水処理施設数：57施設(平成26年度末)→53施設(平成30年度末)	下水道ビジョンに基づき、施設の統合整備を進める中、財源確保と事業量の平準化が最も重要な課題です。また、用途廃止となる施設については、跡地の利活用策が検討課題です。	下水道ビジョンに基づき、農業集落排水処理施設を公共下水道に統合します。	下水道施設課	農業集落排水処理施設の公共下水道への統合	工事予定：3処理区 対象地区：稲葉地区、下八木地区、山脇河毛地区 (年間経費削減額(見込み)：2,000万円)	B	・今地区・美浜地区接続完了 ・難波地区11月発注 ・南浜地区1月発注 ・稲葉地区3月発注 ・下八木地区(次年度発注) ・湖北西・五大田・田根北・高野地区調査設計業務完了
								年次計画 目標達成のための取組	中間(9月) 取組実績等	
								・今地区公共下水道接続工事(令和2年12月末接続予定) ・美浜・稲葉地区公共下水道接続工事(令和3年3月末接続予定) ・下八木・早崎・南浜・川道・難波地区接続工事 ・湖北西・五大田・田根北・高野地区調査設計業務	II ・今地区9月発注(12月末接続) ・美浜地区9月完了(3月末接続) ・難波地区10月発注予定 ・稲葉地区11月発注予定(6月接続) ・南浜地区11月発注予定 ・下八木地区12月発注予定 ・湖北西・五大田・田根北・高野地区調査設計業務6月発注済	
【大綱】 推進項目③ 税源かん養と歳入確保の推進										
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課(関係課)	結果の目安	年度目標	年度末(3月)	
								令和2年度	結果等	
16	債権回収対策の強化	財源確保による安定した市の財政運営と市民負担の公平性の確保を目指します。	財源確保による安定した市の財政運営と市民負担の公平性を確保するため、市の債権については、平成25年10月に策定しました長浜市債権管理計画に基づき、適正な債権管理を進めています。	全推進課が危機感を持って、債権回収業務を推進していくとともに、いかに未収金額を縮減していくかが課題です。	各推進課において、長浜市債権管理計画に基づき、法的措置を執るべきものは執り、不良債権化したものは、執行停止、債権放棄を経て不納欠損を行うことで適正な債権管理を行い、各債権の目標収納率の達成と未収金額の縮減を図ります。	保険医療課、税務課、滞納整理課、子育て支援課、高齢福祉介護課、建築住宅課、下水道総務課、幼児課、長浜病院医事課、湖北病院医事課	①各債権の収納率 ②各未収金額の縮減	①長浜市債権管理計画における各債権の目標収納率 ②長浜市債権管理計画における各債権の未収金額	B	◆新たな未収債権の発生抑止 各債権担当課において、納税等の緩和措置(徴収猶予、減免措置)を進め、督促・催告・納付相談等を適宜行った。 ◆既存未収債権の縮減 各債権担当課において、滞納整理(滞納処分・法的措置・執行停止)を進め未収債権の縮減を図った。 ◆債権担当課との連携 ・債権管理委員会等の開催【6回】 ・未収債権担当者会議(研修会)の開催【2回】 ・債権管理進捗状況ヒアリングの実施【4半期毎】 ・定期情報交換会等の実施【7月、9月】
								年次計画 目標達成のための取組	中間(9月) 取組実績等	
								・新たな未収債権の発生抑止 適期の督促・催告・納付相談等の実施 ・既存未収債権の縮減 納税緩和措置・滞納処分・法的措置・執行停止・債権放棄の実施 ・債権担当課との連携による第3期債権管理計画に掲げる課題への取組 債権管理委員会・債権管理委員会検討部会、未収債権担当者会議(研修会)ほか各種研修会の実施、債権管理進捗状況ヒアリングの実施、日常の技術的アドバイス及び情報連携の実施等	II ・新たな未収債権の発生抑止 各債権担当課において、納税等の緩和措置(徴収猶予、減免措置)を進め、督促・催告・納付相談等を適宜行った。 ・既存未収債権の縮減 各債権担当課において、滞納整理(催告・滞納処分・執行停止)を進め未収債権の縮減を図った。 ・債権担当課との連携による第3期債権管理計画に掲げる課題への取組 債権管理委員会、債権管理委員会検討部会、未収債権担当者会議(研修会)等を開催。また、債権管理進捗状況ヒアリングや日常の技術的アドバイス及び情報連携の実施を行った。	

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【令和2年度評価】

様式：年度末評価 区分 A：予定以上に進捗 B：概ね予定の80～100%の進捗 C：概ね予定の50～80%の進捗 D：概ね予定の50%未満の進捗 E：未着手  
 中間評価 区分 I：完了 II：予定どおり III：遅延 IV：未着手

【大綱】 推進項目③ 税源かん養と歳入確保の推進								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	令和2年度		結果等	
								評価	結果等	評価	結果等
17	未利用財産の活用	未利用財産を有効に利活用し、歳入の増加や維持管理コストの縮減を図ります。	未利用となっている公有財産については、地域団体や民間への貸付や売却を積極的に行うなど、有効な利活用を進め、歳入の増加や維持管理コストの縮減を進めています。  ○未利用財産の新規活用件数（平成22年度以降） ①売却等件数：47件（売却31件、譲与16件） ②新規貸付件数：19件	利活用にあって地域住民の意向との調整及び市場とのマッチングが困難な物件が増えています。	利活用可能な物件の掘り起こしを進め、民間不動産事業者と連携して効果的に未利用財産の利活用を図ります。	公共施設マネジメント課	未利用財産の新規活用件数  ①売却等件数 ②新規貸付件数 ③新規情報提供件数	①4件	A	○未利用地等の情報（新規情報7件）を市ホームページで追加公表予定 ○利活用方針決定（12件） ○地積更生登記資料作成（4件） ○分筆登記（1件） ○公募（10件） ・売払い募集（延べ数）【入札(5件) 随時(5件)】 ○一時貸付け募集 11月～2月 ・貸付募集【随時(4件)】	
								②1件		●未利用財産の新規活用件数 ①売却件数 5件 ②新規貸付件数 3件 ③新規情報提供件数 7件	
								③7件			
年次計画								中間（9月）			
目標達成のための取組								取組実績等			
								II		①0件 条件整理を終え売却に向け5物件の随時募集等を実施。上半期時点での売却実績はなし。 ②2件 余呉茶わんまつりの館、五先賢の館を4月1日から地元団体等へ貸付。 ③0件 下半期での情報提供に向けた利活用推進本部会議への諮問の準備。	
【大綱】 推進項目④ 地方債残高の削減と負担金・補助金の見直し								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	令和2年度		結果等	
								評価	結果等	評価	結果等
18	地方債残高の削減	将来世代の財政負担を軽減し、市財政運営の健全化を図ります。	将来世代の負担を軽減するため、計画的な繰上償還の実施により、公債費負担の軽減と地方債残高の縮小を図っています。  ○地方債残高（普通会計）：516億円（平成25年度末）→468億円（平成28年度末） ○市民一人当たり地方債残高：422千円（平成25年度末）→391千円（平成28年度末） ○実質公債費比率：11.1%（平成25年度末）→6.1%（平成28年度末）	今後歳入が減少する中で、普通建設事業の計画的な実施や施設の再編等が控えており、将来的な公債費の増大が課題です。	財政計画を着実に運用し、繰上償還の実施等により、地方債残高の縮小を図ります。	財政課	地方債残高（普通会計）	480億円	B	470億円（見込）  元金償還額(通常償還分) 33.2億円 元金償還額(繰上償還分) 14.9億円 市民一人あたり地方債残高 402千円（見込）  （※借入額が未確定につき変動あり）	
年次計画								中間（9月）			
目標達成のための取組								取組実績等			
								II		・財政計画に基づく起債残高内(480億)とするため、当初の計画どおり繰上償還を行う。総額14.9億円	

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【令和2年度評価】

様式：年度末評価 区分 A：予定以上に進捗 B：概ね予定の80～100%の進捗  
 中間評価 区分 C：概ね予定の50～80%の進捗 D：概ね予定の50%未満の進捗 E：未着手  
 I：完了 II：予定どおり III：遅延 IV：未着手

【大綱】 推進項目④ 地方債残高の削減と負担金・補助金の見直し											
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課(関係課)	結果の目安	年度目標			
								令和2年度	年度末(3月)		
								評価	結果等		
19	補助金の適正な運用	補助金の必要性や費用対効果等を検証し、適正に運用します。	補助金については、長浜市補助金制度ガイドラインに基づき、支出の根拠、必要性、公平性、費用対効果等を検証し、支出しています。  ○補助金の決算額：2,109百万円(平成28年度)	補助金の目的や効果を改めて検証し、費用対効果等を高めるとともに、市民にわかりやすい指標を用いてその結果を公表していく必要があります。	長浜市補助金制度ガイドラインに基づく補助金の評価・公表を進めるとともに、制度見直しを行います。	財政課	補助金の費用対効果	目標に対する達成度の検証、評価補助金等事務評価シートの公表	B	・令和元年度補助金等事務評価シートを検証及び公表した。 ・平成30年度から令和2年度(見込み)までの補助金等事務評価シートの3か年を評価及び検証を行い、令和3年度当初予算編成に反映させた。	
								年次計画		中間(9月)	
								目標達成のための取組	評価	取組実績等	
							令和元年度補助金等事務評価シートの検証、公表及び令和3年度に向けての評価	II	・令和元年度補助金等事務評価シートの検証及び公表(11月末までに) ・令和3年度当初予算に向けて平成30年度から令和2年度(見込み)までの補助金等事務評価シートの3か年を評価		
【大綱】 推進項目⑤ 出資法人と広域行政の役割の見直し											
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課(関係課)	結果の目安	年度目標			
								令和2年度	年度末(3月)		
								評価	結果等		
20	出資法人等の経営健全化	出資法人等の徹底した効率化と経営健全化を図ります。	主として民間企業が参入しにくい地域づくりの分野において、行政の事務の外部化による経費の軽減と民間活力の導入を図るため、市又は市と民間が出資して設立した法人が11法人あります(平成29年4月1日時点)。出資法人の経営健全化を促進するため、出資法人の経営状況を毎年市ホームページで公表しています。  ○出資法人：市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社 長浜市土地開発公社、公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団、公益財団法人曳山文化協会、長浜地方卸売市場株式会社、株式会社黒壁、長浜まちづくり株式会社、株式会社まちづくり虎姫、湖北水鳥ステーション株式会社、有限会社西浅井総合サービス、株式会社ふるさと夢公社きのもと、えきまち長浜株式会社	単年度経常利益が良好でない出資法人等があることが課題です。	出資法人等が市の行政機能の補完、代替等を目的に設立された経緯を踏まえ、役職員の派遣、財政支援、出資比率などの見直しを行うとともに、出資法人等の経営の健全化を図ります。また、継続的に自立した経営を行う見込みのある出資法人等については、完全民営化を視野に入れた経営のあり方について検討します。	行政経営改革課(公共施設マネジメント課、スポーツ振興課、歴史遺産課、商工振興課、農業振興課、北部振興局地域振興課)	経営健全化指標の見直し・公表	経営健全化指標の見直し、評価の実施	B	経営健全化指標に基づく評価の実施及び公表	
								年次計画		中間(9月)	
								目標達成のための取組	評価	取組実績等	
							・経営健全化方針の進捗 ・各出資法人の年度評価の実施	II	各所管課による年度評価の実施及び市ホームページでの公表		

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【令和2年度評価】

様式：年度末評価	区分 A：予定以上に進捗	B：概ね予定の80～100%の進捗
	C：概ね予定の50～80%の進捗	D：概ね予定の50未満の進捗
中間評価	区分 I：完了	II：予定どおり
	III：遅延	IV：未着手
		E：未着手

【大綱】 推進項目⑤ 出資法人と広域行政の役割の見直し											
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課(関係課)	結果の目安	年度目標			
								令和2年度	年度末(3月)		
								評価	結果等		
21	米原市との共同事務の合理化	より効率的な広域行政を推進します。	<p>これまで湖北地域においては、共通する事務を複数の自治体が一部事務組合方式、共同設置方式及び事務受託方式により、共同で事務を処理し、効率的で質の高いサービスの提供を図ってきました。</p> <p>○一部事務組合方式 長浜水道企業団、湖北地域消防組合、湖北広域行政事務センター ○共同設置方式 湖北地域介護認定審査会 ○事務受託方式 湖北地域しょうがい者自立支援審査会、長浜米原休日急患診療所</p>	<p>構成市が同一(本市と米原市)の3つの一部事務組合が並存していることによる、重複するコストの圧縮が課題です。</p>	<p>市町合併が進んだことにより、湖北地域は本市と米原市の2市のみとなったことから、一部事務組合のあり方について、長期的な視点に立って合理化を図ります。</p>	<p>総合政策課(環境保全課、防災危機管理局、財政課、行政経営改革課)</p>	<p>米原市との協議の実施</p>	<p>湖北地域消防組合と湖北広域行政事務センターの組織的統合を視野に入れた条件を整理する。 ※コストを圧縮する具体的な手法として組織的統合を目標とするため</p>	B	<p>組織的な統合を含めた広域行政の在り方検討に関して、その必要性について両市の共通認識のもと、時期や手法について整理することとした。 なお、消防署所再編については、具体的な検討が開始された。</p>	
								<p>年次計画</p>	<p>中間(9月)</p>		
								<p>目標達成のための取組</p>	<p>評価</p>	<p>取組実績等</p>	<p>II</p> <p>政策部門で調査検討を行うべく、コロナウイルスによる社会情勢や消防署所再編の動向を見極めている状況</p>

## 【長浜市官民パートナーシップ実施計画（平成29年度～令和2年度）】 令和2年度の進捗状況について

### 1 進捗状況の概要

令和2年度に4つの取組が結論に至りました（通算で17取組）。当計画に基づく取組は、計画期間が終了する令和2年度末をもって終了となりますが、令和3年度以降も個別に6つの取組を継続します。

#### ●令和2年度末で結論に至った業務

取組No.	取組項目	令和2年度の主な取組内容
①-2	入札参加資格審査申請の受付・審査事務の共同化	令和4年度からの共同受付・電子申請開始に向けて、調整を進めた。
①-6	情報システム関連業務	分析・検討の結果、今後の方針を決定（外部委託化は困難と判断）
①-11	公営住宅維持管理業務	分析・検討の結果、今後の方針を決定（徐々に外部委託範囲を拡大）
①-13	校園営繕業務	分析・検討の結果、今後の方針を決定（外部委託化は困難と判断）

#### ●令和3年度以降も取組を継続する業務

取組No.	取組項目	令和2年度の主な取組内容	引継ぎ事項
①-10	道路・河川維持補修業務	現行方式の評価・分析	管理委託検討に向けた分析のため、管理台帳の整理を進める。
③-1	豊公園管理運営業務	指定管理者制度導入に向けた検討	国スポ開催後に指定管理者制度を導入
⑤-2	交通安全対策事業	コロナ禍により指導派遣の実施実績なし	事業のあり方を検討
⑥-1	宿泊施設管理運営業務	施設譲渡に向けた協議・修繕の実施	譲渡に向けた協議を継続
⑥-2	物販施設管理運営業務	施設譲渡に向けた協議・修繕の実施	譲渡に向けた協議を継続
⑥-3	改良住宅管理運営業務	施設譲渡に向けた協議・譲渡の実施	施設譲渡を進める。



# 長浜市の財務書類(令和元年度決算)の概要

## 1 地方公会計制度の位置づけ

### (1) 地方公会計制度導入の背景

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)の成立を契機に、地方の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の整備」が位置づけられ、これまで本市では「総務省方式改訂モデル」により財務書類4表を作成・公表してきたところです。

平成27年1月に国から全ての地方公共団体に対して、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による財務書類を整備するよう要請があったことから、本市では平成29年度(平成28年度決算)から「統一的な基準」による財務書類を作成・公表することとしました。

### (2) 長浜市行政改革大綱の位置づけ

平成27年3月に策定された「第3次長浜市行政改革大綱」において、比較可能な公会計を整備し経営力を上げます(改革の方針3)と位置づけられています。また、「第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン(平成30年3月)」において、次のような取組内容が掲げられています。

取組No	アクションプラン名	推進課(関係課)	結果の目安	年度ごとの目標		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度
13	地方公会計制度の活用	財政課、公共施設マネジメント課、行政経営改革課、会計課(全部局)	統一的な基準による財務書類の作成・公表・利活用	平成29年度決算の財務書類の作成・公表	平成30年度決算の財務書類の作成・公表・利活用	令和元年度決算の財務書類の作成・公表・利活用

## 2 財務書類の範囲

本市では、一般会計等、全体、連結の3種類に区分して、財務書類を作成しています。

区分		対象とする会計等
連結	全体	一般会計、休日急患診療所特別会計
	地方公営事業会計	国民健康保険特別会計、国民健康保険特別会計(直診勘定)、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、病院事業会計、老人保健施設事業会計、公共下水道事業会計
	一部事務組合	湖北広域行政事務センター、湖北地域消防組合、長浜水道企業団、滋賀県市町村職員研修センター、滋賀県市町村交通災害共済組合
	広域連合	滋賀県後期高齢者医療広域連合
	地方公社	長浜市土地開発公社
第三セクター等	(公財)長浜文化スポーツ振興事業団、(公財)長浜曳山文化協会、長浜地方卸売市場(株)、(株)黒壁、長浜まちづくり(株)、えきまち長浜(株)、(株)まちづくり虎姫、湖北水鳥ステーション(株)、(株)ふるさと夢公社きのもと、(有)西浅井総合サービス	

※地方公営事業会計のうち、公共下水道事業会計については、地方公営企業法の財務規定等の適用に向けて作業に取り組んでいたため、これまでは対象から除いていましたが、平成30年度より法適用となったことから対象としています。

※第三セクター等は、市の出資割合が25%以上の団体を連結の対象としています。

## 3 作成基準等

### (1) 財務書類の作成基準

総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書(平成26年4月)」及び「統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年8月改訂)」に準じて、統一的な基準による財務書類を作成しています。

### (2) 作成基準日

作成基準日は、会計年度の最終日である令和2年3月31日としています。ただし、令和2年4月1日から令和2年5月31日までの出納整理期間の収支については、基準日までに終了したものとして処理しています。

#### 4 一般会計等財務書類の概要（令和元年度決算）

- ▶ 令和元年度末の有形固定資産は2,180億円で、約6割が庁舎や学校、市民利用施設などの事業用資産、約4割が道路・橋りょう等のインフラ資産です。投資その他の資産（353億円）の主なものは、各種基金（229億円）、病院事業や第三セクター等への出資金（117億円）です。
- ▶ 固定負債（503億円）の主なものは地方債（428億円）や退職手当引当金（72億円）です。
- ▶ 資産と負債の差引である純資産（2,156億円）は、過去に形成された固定資産等であり、現在までの世代の負担と見ることができます。

（参考）

- ・市民一人当たり有形固定資産残高 185万円
- ・市民一人当たり地方債残高 39万円

市が行政サービスを提供するために保有している財産（資産）の規模と、その資産をどのような財源（負債・純資産）でまかってきたかを、基準日時点において対照表示したもの

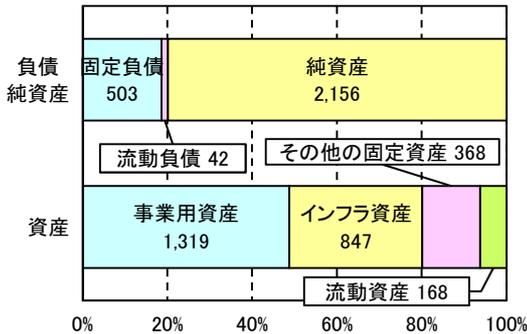
#### 貸借対照表【BS】

（令和2年3月31日現在）（億円）

資産 2,701億円		負債 545億円	
<b>固定資産</b>	<b>2,533</b>	<b>固定負債</b>	<b>503</b>
有形固定資産	2,180	地方債	428
事業用資産	1,319	退職手当引当金	72
インフラ資産	847	その他（上記以外）	3
物品	14	<b>流動負債</b>	<b>42</b>
無形固定資産	1	1年内償還予定地方債	33
投資その他の資産	353	賞与等引当金	6
<b>流動資産</b>	<b>168</b>	預り金	1
現金預金	26	その他	1
未収金等	1	<b>純資産 2,156億円</b>	
短期貸付金	0.1	固定資産等形成分	2,674
基金（財調・減債）	140	余剰分（不足分）	△518

※有形固定資産の金額は減価償却累計額控除後の金額

#### 資産と負債・純資産の内訳



#### 資金収支計算書【CF】

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）（億円）

<b>業務活動収支</b>	<b>52</b>
業務支出・臨時支出	427
業務費用支出	179
移転費用支出	244
臨時支出	3
業務収入・臨時収入	479
税収等収入	362
国県等補助金収入	103
使用料及び手数料収入	4
その他の収入	10
<b>投資活動収支</b>	<b>△52</b>
投資活動支出	108
投資活動収入	56
<b>財務活動収支</b>	<b>6</b>
財務活動支出	51
財務活動収入	57
<b>本年度資金収支額</b>	<b>6</b>
前年度末資金残高	18
<b>本年度末資金残高</b>	<b>25</b>
本年度末歳計外現金残高	1
<b>本年度末現金預金残高</b>	<b>26</b>

- ▶ 業務活動収支のうち、支出の主なものは他団体への補助金等（121億円）、物件費等（91億円）、福祉・医療などの社会保障給付（86億円）人件費（84億円）、で、収入の主なものは税収等（362億円）、国県等補助金（103億円）です。
- ▶ 投資活動収支のうち、支出の主なものは公共施設等の整備（71億円）、基金の積立（29億円）で、収入は基金の取崩し（34億円）や国県等補助金（15億円）です。
- ▶ 財務活動収支のうち、支出の主なものは地方債の償還金（50億円）で、収入の主なものは地方債発行収入（57億円）です。

1年間の現金の受払いを3つの区分で表示したもの

- 〈業務活動収支〉 日常の行政活動に係る資金収支
- 〈投資活動収支〉 公共施設等の整備、貸付等に係る資金収支
- 〈財務活動収支〉 地方債の発行・償還等に係る資金収支

1年間の市の行政活動において、資産形成に結びつかない行政サービスに要した費用と、その行政サービスの直接的な対価として得られた収益を表示したもの

## 行政コスト計算書【PL】

(平成31年4月1日～令和2年3月31日) (億円)

<b>経常費用</b>	<b>497</b>
業務費用	253
人件費	85
物件費等	162
その他の業務費用	6
移転費用	244
補助金等	121
社会保障給付	86
他会計への繰出金	36
その他	2
<b>経常収益</b>	<b>14</b>
使用料及び手数料	4
その他	10
<b>純経常行政コスト</b>	<b>483</b>
臨時損失	9
臨時利益	5
<b>純行政コスト</b>	<b>486</b>

- 経常費用497億円のうち、約5割が人件費や物件費などの業務費用、約5割が補助金等や社会保障給付などの移転費用です。
- 業務費用のうち、物件費等の主なものは減価償却費(72億)や臨時職員の賃金(18億円)です。移転費用のうち、補助金等の主なものは、一部事務組合等への負担金(49億円)で、社会保障給付の主なものはしょうがい者に対する給付(32億円)や生活保護費(17億円)です。
- 臨時利益5億円の主なものは、旧市民会館跡地の資産売却収入(5億円)などです。
- 実際に要したコストに、現金を伴わないコスト(各引当金繰入額や減価償却費)も考慮した純行政コストは486億円となりました。

(参考)

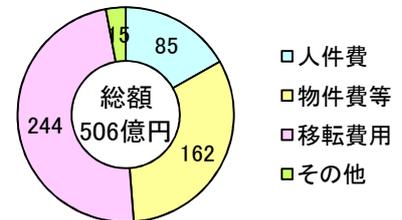
・市民一人当たり純行政コスト 41万円

## 純資産変動計算書【NW】

(平成31年4月1日～令和2年3月31日) (億円)

科目	合計	固定資産等形成分	
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高	2,169	2,683	△514
純行政コスト(△)	△486		△486
財源	481		481
税金等	363		363
国県等補助金	118		118
<b>本年度差額</b>	<b>△6</b>		<b>△6</b>
固定資産等の変動(内部変動)		△2	2
無償所管換等	△7	△7	
<b>本年度純資産変動額</b>	<b>△13</b>	<b>△9</b>	<b>△4</b>
<b>本年度末純資産残高</b>	<b>2,156</b>	<b>2,674</b>	<b>△518</b>

### 費用総額の内訳



- 令和元年度は、純行政コスト(△)486億円に対し、税金等363億円と国県等補助金118億円の財源があり、本年度差額は△6億円となりました。
- 純資産の変動として、固定資産等の変動は、長浜伊香ツインアリーナの整備(19億円)やさざなみタウンの整備(12億円)等による増加、減価償却(72億円)などに伴う減少です。無償所管換等は、基金組換に伴うもの(△9億円)や年度中に判明した固定資産の増減(2億円)などです。

(参考)

・市民一人当たり純資産残高 183万円

貸借対照表の純資産が、1年間にどのような要因で、どれだけ増減したかを表示したもの。また、純資産が、モノとして残されたのか(固定資産等形成分)、金銭として残された(不足の場合はマイナス)のか(余剰分(不足分))を表している。

※表示単位未満の端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

※市民一人当たりの指標では、令和2年1月1日の住民基本台帳人口(117,892人)を用いて分析しています。

## 5 全体財務書類・連結財務書類の概要（令和元年度決算）

### (1) 長浜市全体の財務書類

#### 貸借対照表

(億円)

借方	H30	R1	貸方	H30	R1
	固定資産	3,478		3,472	固定負債
有形固定資産	3,148	3,141	流動負債	103	101
無形固定資産	74	72	<b>負債合計</b>	<b>1,431</b>	<b>1,420</b>
投資その他の資産	255	259	純資産	2,295	2,292
流動資産	248	240			
<b>資産合計</b>	<b>3,726</b>	<b>3,713</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,726</b>	<b>3,713</b>

#### 資金収支計算書

(億円)

項目	H30	R1
業務活動収支	63	76
投資活動収支	△52	△62
財務活動収支	△10	△14
<b>本年度資金収支額</b>	<b>2</b>	<b>△1</b>
前年度末資金残高	68	69
<b>本年度末資金残高</b>	<b>69</b>	<b>68</b>
本年度末歳計外現金残高	2	2
<b>本年度末現金預金残高</b>	<b>71</b>	<b>71</b>

#### 行政コスト計算書

(億円)

項目	H30	R1
経常費用	908	896
業務費用	491	484
移転費用	417	411
経常収益	187	189
<b>純経常行政コスト</b>	<b>721</b>	<b>707</b>
臨時損失	4	5
臨時利益	2	6
<b>純行政コスト</b>	<b>723</b>	<b>706</b>

#### 純資産変動計算書

(億円)

項目	H30	R1
<b>前年度末純資産残高</b>	<b>2,270</b>	<b>2,295</b>
純行政コスト(△)	△723	△706
財源	688	701
税金等	450	449
国県等補助金	238	252
<b>本年度差額</b>	<b>△35</b>	<b>△5</b>
無償所管換等・その他	60	3
<b>本年度末純資産残高</b>	<b>2,295</b>	<b>2,292</b>

### (2) 第三セクター等も含めた連結財務書類

#### 貸借対照表

(億円)

借方	H30	R1	貸方	H30	R1
	固定資産	3,809		3,796	固定負債
有形固定資産	3,462	3,445	流動負債	121	118
無形固定資産	74	73	<b>負債合計</b>	<b>1,666</b>	<b>1,648</b>
投資その他の資産	273	279	純資産	2,462	2,463
流動資産	318	314			
<b>資産合計</b>	<b>4,128</b>	<b>4,111</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,128</b>	<b>4,111</b>

#### 資金収支計算書

(億円)

項目	H30	R1
業務活動収支	91	96
投資活動収支	△68	△67
財務活動収支	△19	△26
<b>本年度資金収支額</b>	<b>4</b>	<b>3</b>
前年度末資金残高	126	130
<b>本年度末資金残高</b>	<b>130</b>	<b>132</b>
本年度末歳計外現金残高	2	2
<b>本年度末現金預金残高</b>	<b>132</b>	<b>135</b>

#### 行政コスト計算書

(億円)

項目	H30	R1
経常費用	1,057	1,057
業務費用	565	558
移転費用	492	499
経常収益	245	241
<b>純経常行政コスト</b>	<b>812</b>	<b>816</b>
臨時損失	4	6
臨時利益	2	6
<b>純行政コスト</b>	<b>815</b>	<b>816</b>

#### 純資産変動計算書

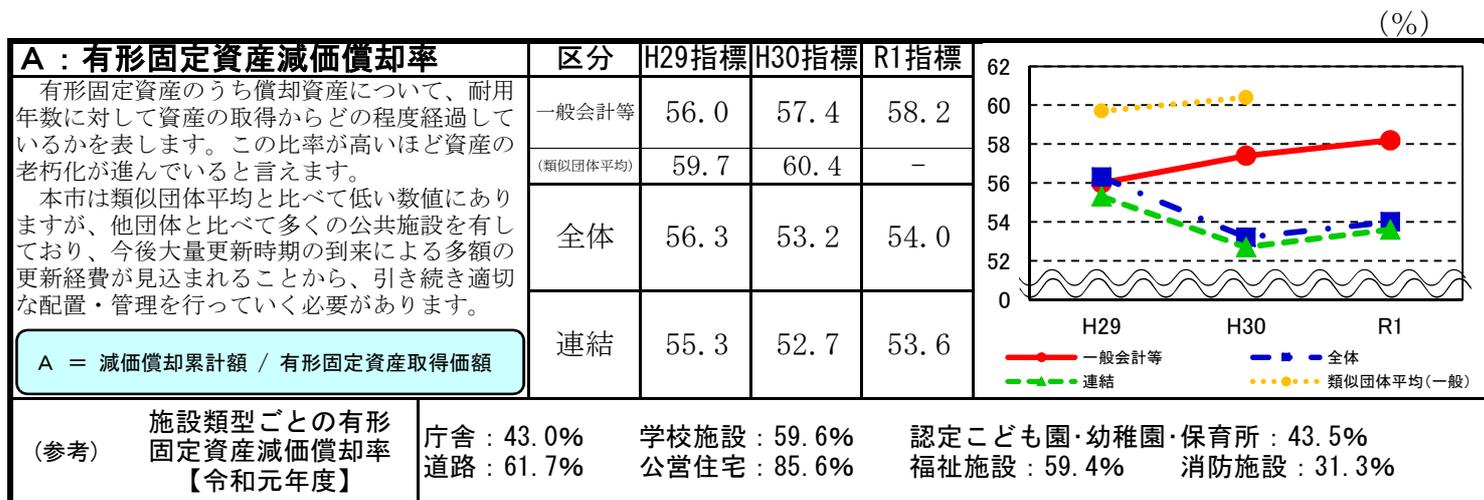
(億円)

項目	H30	R1
<b>前年度末純資産残高</b>	<b>2,417</b>	<b>2,462</b>
純行政コスト(△)	△815	△816
財源	800	814
税金等	503	501
国県等補助金	297	313
<b>本年度差額</b>	<b>△15</b>	<b>△2</b>
無償所管換等・その他	59	3
<b>本年度末純資産残高</b>	<b>2,462</b>	<b>2,463</b>

## 6 地方公会計による財政指標

### (1) 経年による比較

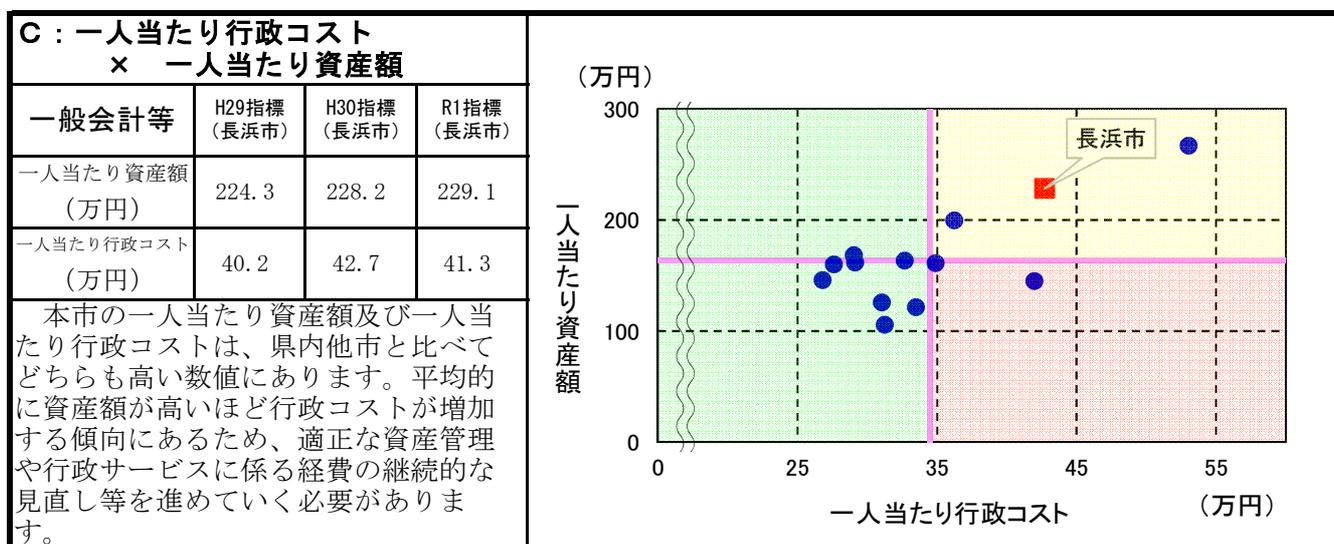
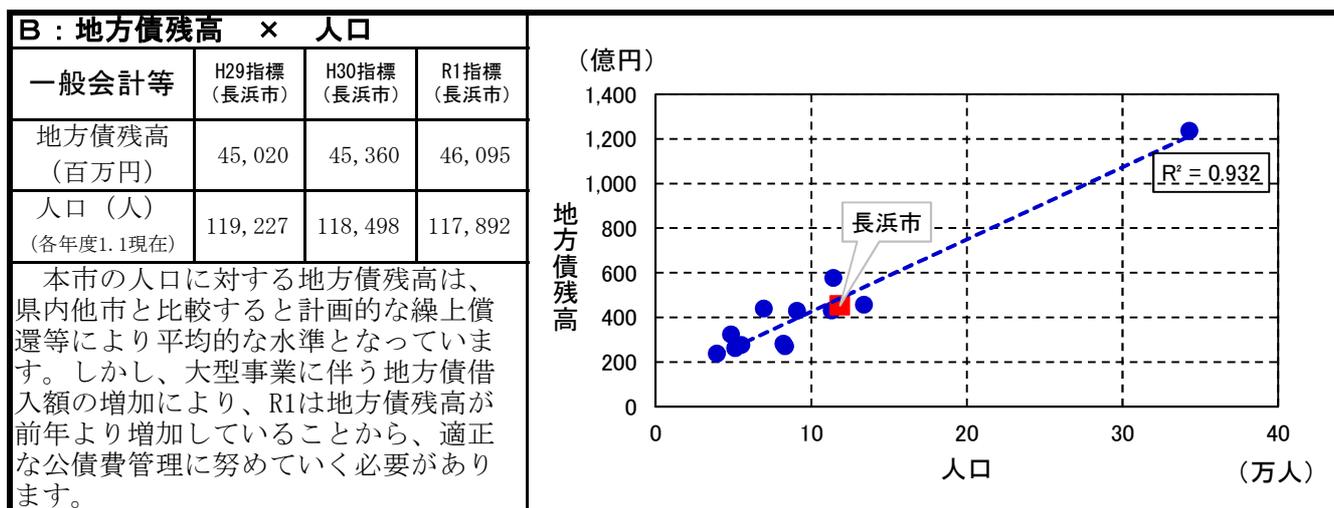
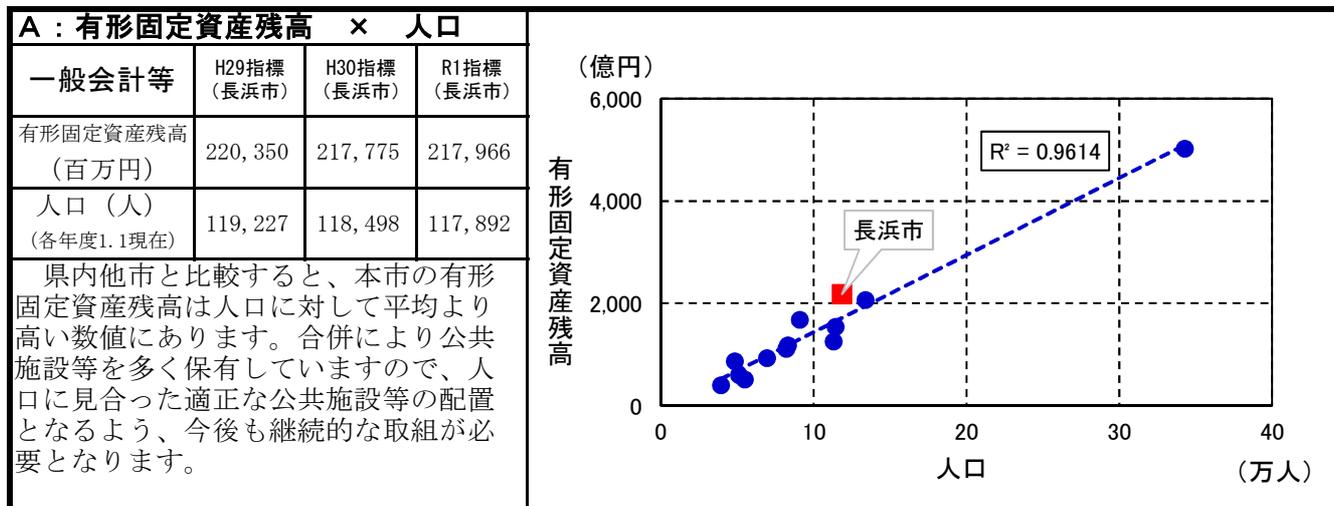
地方公会計による財政指標について、平成29年度決算、平成30年度決算及び令和元年度決算の3か年における代表的な指標の経年変化は次のとおりです。



※H30の類似団体平均指標については、各市のHP等で公表されている団体数値を基に算出しているため、未公表団体分は除いています。

## (2) 県内他市との比較

平成30年度決算における一般会計等の財務書類について、各種数値・指標等を用いて県内13市の比較を行いました。



※各グラフはH30の数値・指標により作成しています。